

(仮称) 本證寺史跡公園整備実施設計等業務特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用)

本仕様書は、令和5～8年度に実施する(仮称)本證寺史跡公園整備実施設計等業務委託(以下、本業務という。)について規定するものである。

第2条 (目的)

本業務は、国指定史跡 本證寺境内およびその周辺地域において、『史跡本證寺境内整備基本計画』(令和5年5月)に基づき、その本質的価値を保存し、顕在化させることで、市民との協働によって、史跡に対する理解と誇りの醸成を目指す整備工事のための実施設計を行う。

さらに設計の主旨通りに工事が進むよう施工監理を支援する。

第3条 (法令及び規定の準用)

本業務では、以下の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- 1 文化財保護法
- 2 文化財保護法施行令
- 3 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
- 4 測量法
- 5 安城市公共測量作業規定
- 6 作業規定の準則
- 7 土木設計業務委託共通仕様書
- 8 安城市契約規則
- 9 史跡本證寺境内整備基本計画(令和5年5月 ホームページ上で公開中)
- 10 愛知県建設部発行の測量及び設計業務等共通仕様書
- 11 愛知県建設部発行の土木工事標準仕様書
- 12 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)
- 13 都市公園技術標準解説書(日本公園緑地協会)
- 14 その他関連計画、法令等

第4条 (作業計画及び承認)

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書

- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 工程表
- (4) 業務代理人等通知書
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 業務カルテ
- (8) その他発注者が必要とする書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

第5条（疑義）

本業務の実施にあたり、関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、作業が円滑に進むよう努めるものとする。

第6条（関係書類の貸与）

発注者は、受注者が本業務を遂行するにあたって必要な資料について、可能な範囲において提供するものとする。業務完了後、受注者は、直ちにこれを返却するものとする。

第7条（配置技術者）

本業務を実施するにあたり、下記の要件を満たす自社社員を配置すること。

(1) 管理技術者：1級土木施工管理技士または1級造園施工管理技士または技術士（建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（造園部門もしくは都市計画及び地方計画）の資格を有し、国指定史跡（鎌倉時代から江戸時代の城館または寺院または庭園、名勝を含む）の実施設計（施工監理を含んでいてもよい）のいずれも10年以内に行った経験を有すること。ただし、整備が石垣部分にまでおよぶ場合には、文化財石垣保存技術協議会（文石協）の技術研究会員に対応させること（これのみ自社社員以外でも可能）。

(2) 照査技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）または同部門の技術管理者の資格またはRCCM（造園部門もしくは都市計画及び地方計画）を有し、国指定史跡（鎌倉時代から江戸時代の城館または寺院または庭園、名勝を含む）の実施設計の実務経験を10年以上有すること。

管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は設計全般にわたり、設計方針の妥当性並びに各種計算書及び設計図の適切性及

び整合性について照査を実施するものとする。また、技術管理者と照査技術者を兼ねることはできない。

第 8 条（土地の立ち入り）

受注者が作業の実施にあたり、第三者の土地に立ち入りするときは、あらかじめ発注者と協議の上、関係者と緊密な連絡を取るなどして、本業務の円滑な遂行を期さなければならない。

第 9 条（守秘義務）

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。また、本業務で貸与した資料及び調査によって知り得た内容は、作業期間だけでなくそれ以後であっても、守秘義務は引き続き課せられるため、受注者は秘密の漏洩がないように厳重に管理するものとする。

第 10 条（公益確保の責務）

受注者は、業務を行うに当たって公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

第 11 条（留意事項）

本業務は、貴重な文化遺産である国指定史跡を対象としており、設計業務にあたっては地下遺構の万全な保存に努めるものとし、発注者との協議や現地確認、場合によっては許可を得た上で、史跡の保存や風致景観の維持に対して十分な配慮のもとに行うこととする。

第 12 条（報告）

受注者は作業の進捗状況等を随時報告するとともに、問題点を円滑に解決するために発注者と緊密に連絡をとるものとする。

第 13 条（完了）

受注者は本業務の年度毎の完了時に完了届、納品書及び成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。また成果物の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならず、業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに訂正しなければならない。

第 14 条（部分提出）

発注者は業務途中において、発注者と受注者の協議確認したうえで部分出来形成果の提出を求めることができ、かつ使用することができるものとする。

第 15 条（引渡し）

受注者は、成果物の審査に合格後、本仕様書に指定された納入成果物を納品し、発注者の検査合格をもって業務の引渡しとする。

第16条（資料の収集及び調査）

業務上必要な資料等については、関係官公署、企業、支障物件（電柱、架空線、占用物件の確認）等において収集及び調査しなければならない。また、受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議をうけたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。本業務に必要な証明及び申請は、受注者が行うものとする。

第17条（損害賠償）

本業務によって生じた損害賠償及びその他問題は全て受注者の責任において処理するものとし、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

第 2 章 業務概要

第18条（対象範囲）

安城市野寺町地内の国指定史跡本證寺境内とする。

所在地・・・愛知県安城市野寺町野寺26番他

安城市所有地：15,065 m² ・ 本證寺所有地：18,956 m²

その他：上記所在地周辺およびアクセスルート

第19条（業務期間）

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

（仮称）本證寺史跡公園整備は、令和9年度に一般供用開始を予定している。

第20条（業務の内容）

本業務は、国指定史跡本證寺境内指定地を中心に、整備工事の各種調査および実施設計を行い、施工中においても発注者を支援するもので、以下のとおりとする。

1. 各種調査及び実施設計等

（1）与条件の確認及び調査

『史跡本證寺境内整備基本計画』を踏まえ、資料および発注者の説明により、実施設計に必要な与条件の確認を行うとともに、現況調査を十分に行う。

（2）事業実施計画書の作成・更新

史跡本證寺境内第1期整備業期間（令和5～8年度）における各種

調査から設計協議、実施設計、施工が円滑に進むよう、(6)事業のスケジュールの目安を参考に、発注者と協議の上で各項目における作業時期や期間、年度毎の業務内容と成果品、施工工事、検討課題等を整理した事業実施計画書を作成する。事業が進展していく中で計画の見直しが必要となった際は、発注者と協議の上で計画書の改定版を作成する。

(3) 各種調査

ア 地形測量

設計対象範囲(34,021㎡)における地形測量を行う。設計地の排水処理を検討・設計するため、対象範囲外の周辺排水施設についても必要に応じて測量を行う。図面の縮尺は1/200とし、コンター(等高線)の間隔は20cmとする。施工時の基準となるようプラスチック製の測量杭を適宜設置する。

イ 毎木調査

設計対象範囲(34,021㎡)における毎木調査を行う。アで作成した図面を基に低木及び3m以上の樹木位置・大きさ・樹勢を調査(座標値は不要)する。また、土塁および土塁状盛土、視認できる堀部分の地被植生を調査する。調査結果をリスト化する。

ウ 発掘調査・立ち会い確認

発注者と協議し、発掘調査及び立ち会い確認が必要な箇所、時期について提案する。

※上記以外の調査については発注者と協議の上で実施の有無を検討する。

(4) 実施設計の検討・協議

実施設計を行う内容について、確認した与条件及び究明された原因を基に、発注者及び関係部署、関係機関との調整し、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法及び施工時期などの検討を行う。また、発注者が年3回程度開催する史跡本證寺境内整備検討会議(以下、検討会議という。)への説明資料を作成するとともに、出席して必要に応じて設計内容の説明や質疑応答を行う。検討会議の議事録を作成して、可能な範囲で検討会議での意見を実施設計に反映させる。

(5) 実施設計図書の作成

事業実施計画書に沿って（仮称）本證寺史跡公園整備事業期間中（令和5～8年度）に発注する工事（単年度に複数発注する場合もあり得る）に必要な以下の設計図書を作成する。

ア 実施設計図面

図示内容（項目）は以下の通り

- ・各種平面図（計画平面、割付、造成、撤去、施設、設備、植栽等）
- ・各種構造図（園路、広場、排水、給水、電気、撤去、サービス施設、管理施設等）
- ・各種横断図（土工、標準断面図等）

イ 数量計算

実施設計図に基づき、最新の土木積算基準に示される工種ごとに、面積・延長数量、材料数量等を算出する。

ウ 概算工事費の算出

上記の数量計算に基づき、工種別に概算工事費を算出する。特殊作業のため公共歩掛りのないものについては、3者見積りを徴収して単価（歩掛り）根拠とする。見積の徴収先や採用方法については発注者と協議の上で決定する。

エ 特記仕様書の作成

史跡地内での整備となることから、必要に応じて特記仕様を作成する。

オ 仕様書作成及び工期の算出

設計の意図や施工手順を明確にするため、各工種において使用を作成するとともに、工程表等により工事施工における工期を算出する。

カ 照査

基礎情報、敷地情報の把握と設計計画の適正及び設計成果品のほか、設計方針や重要事項について、適正確認や妥当性の照査を行う。

キ イメージパースの作成

決定した整備計画に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥観図を作成する。仕上げ図はA3サイズ、カラー1枚とする。

ク 報告書の作成

設計過程及び本業務の設計内容について、報告書にまとめる。

(6) 事業のスケジュールの目安

(2) 事業実施計画書の作成については、概ね次の年度ごとの事業スケジュールを参考に作成する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設計	5・6年度工事分	7・8年度工事分	トイレ部分	サイン関係その他
主要施工箇所	地形造成 排水路整備 樹木除伐・剪定	堀・土塁の修復 樹木除伐・剪定	堀・土塁の修復（浚渫） 広場整備 園路整備 駐車場整備 樹木除伐・剪定	堀・土塁の修復（浚渫） トイレ整備 サイン・園路整備

ただし、発注者と協議の上、契約の範囲内で順序を入れ替えて事業実施計画書を作成してもよい。

2. 施工監理への支援

(1) 設計意図伝達及び段階確認の立ち会い

設計趣旨通りに工事が進捗するように、各工事の施工者に対して設計意図を伝達する。また、施工監理は発注者が行うこととなるが、発注者から要請があれば段階確認に立ち会う。

(2) 有識者の現場指導の参席

検討会議の構成員による現場指導を受ける場合、発注者からの要請があれば参席する。

(3) 変更設計作業の支援

工事の進展や現場のおさまり、有識者の指導に応じて変更設計が必要となる場合は、変更図面の作成や費用の算出等を手伝う。

3. 協議

業務の着手時、中間時（随時）、完了時を基本とし、業務の進捗に合わせ、必要に応じて、適宜、打合せを実施する。

第21条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

1. 各種調査

ア 測量成果簿（A4版）

2部

イ	現況平面図	1 / 200	(出力時はA3版縮小)	2部
ウ	樹木プロット図	1 / 200	(出力時はA3版縮小)	2部
エ	樹木リスト	(A4版)		2部
2. 実施設計図書				
発注工事毎に成果品を取りまとめて納品する。				
ア	実施設計図面	(CAD[sfc・jww]・PDF)		2部
※「CAD製図基準[平成29年3月]」を参考とし作成しなければならない。				
イ	数量計算書	(Excel・PDF)		2部
ウ	特記仕様書及び工期算定	(Word・PDF)		2部
エ	概算工事費内訳書	(Excel・PDF)		2部
オ	報告書	(A4版)(印刷物・Word・PDF)		2部
カ	概要報告書	(A3カラー)両面1枚		2部
キ	イメージパース	(A3カラー)		2部
3. 変更設計図書				
成果品は発注者と協議の上で決定する。				
4. 設計意図伝達及び段階確認の立ち会い				
	設計説明書	(Word・PDF)		2部
	設計協議記録簿	(Word・PDF)		2部
5. 史跡本證寺境内整備検討会議資料等				
ア	協議用資料	(PDF)		2部
※検討会議当日は必要部数を準備する。				
イ	会議議事録	(Word・PDF)		2部
※事務局説明文は除く				
6. 見積書(原則県内業者3者以上)原本				
				1式
7. その他、発注者が必要と認める資料				
				1式

実施設計については発注工事毎に成果品を納品する。納品時期は発注者と協議の上で決定する。その他については実施年度毎に納品する。各成果品とも電子ファイルを格納した媒体(CD-ROM等)を合わせて納品する。

なお、実施年度毎の成果品は、安城市測量設計等委託契約約款第32条の部分引渡しの指定部分に該当する。

第3章 その他の事項

第22条（契約代金の支払）

各年度の業務完了後、各年度分の一括払いとする。

第23条（契約約款）

本業務の契約については、安城市測量設計等委託契約約款に準拠する。

第24条（環境への配慮）

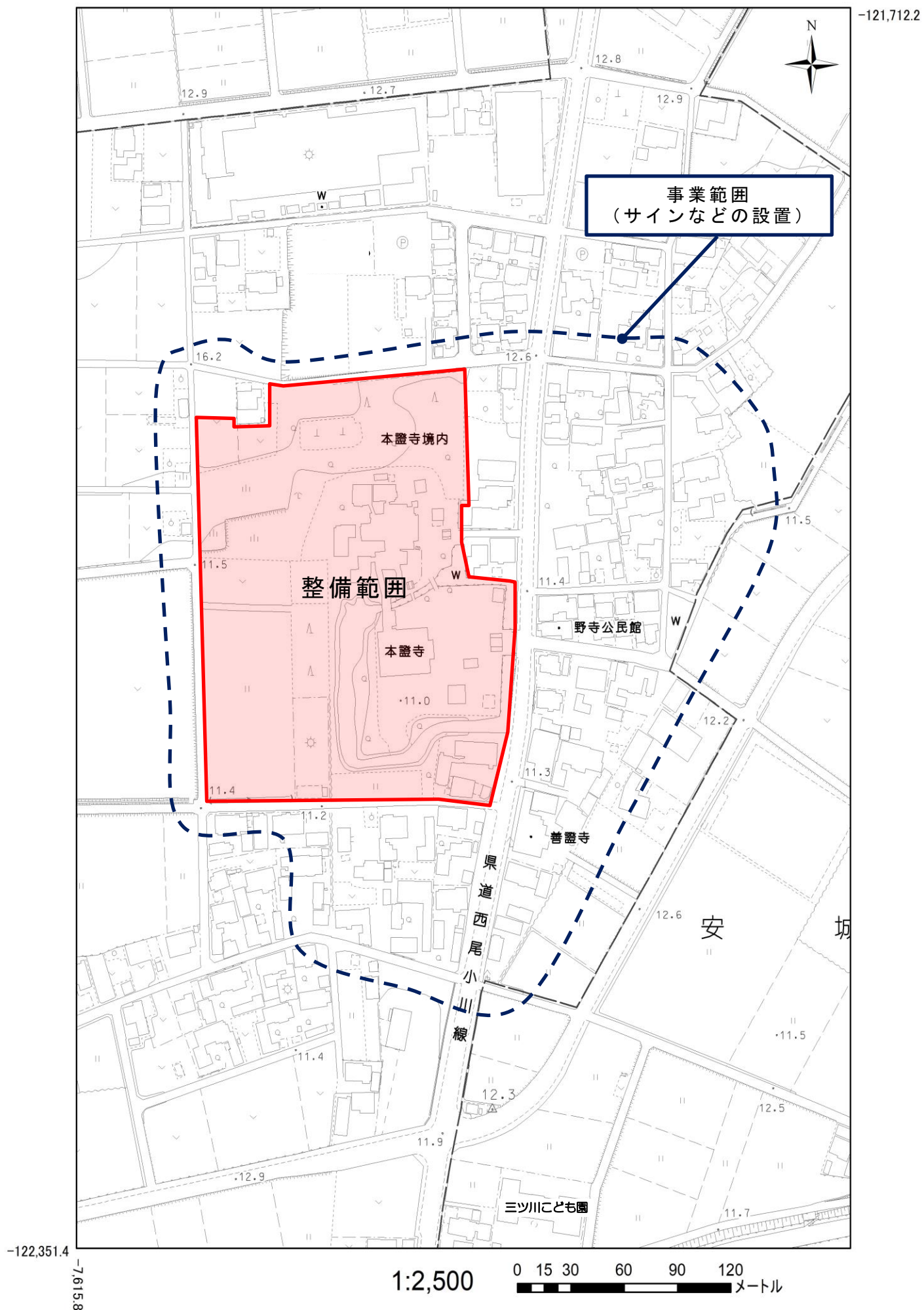
別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、発注者と協議のうえ設計に反映させるものとする。

別表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機会及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 <p>(4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮</p> <p>(5) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透樹 <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 <p>(7) 景観形成の推進</p>

<p>設計業務における電子納品に関する特記仕様</p> <p>(電子納品の定義)</p> <p>第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。</p> <p>(成果品の提出)</p> <p>第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。</p>

(仮称)本證寺史跡公園整備範囲及び本事業の範囲(アクセスルートは除く)



-121,712.2



事業範囲
(サインなどの設置)

本證寺境内

整備範囲

本證寺

野寺公民館

善證寺

安 坂

県道西尾小川線

三ツ川こども園

-122,351.4

7,615.8

1:2,500

0 15 30 60 90 120
メートル